

## 村のお知らせ

役場 ☎24-5111  
 教育委員会 ☎24-5120  
 公民館 ☎〃

### 12月11日(火)に行政 相談所を開設します

総務課 内線14

行政相談は、国道・国税・登記など国の業務、国民年金・生活保護などについての苦情や意見などの相談を受けます。

相談員を受ける行政相談員は総務大臣から委嘱された有識者です。相談は無料、秘密は厳守いたします。

お気軽にご相談ください。

■開設日時 12月11日(火)  
午後1時～午後4時

■場所 昭和村総合福祉センター

■行政相談員 加藤武さん

(森下中)

■問い合わせ 役場総務課

### 20年度入園の保育園 児を募集します

保健福祉課 内線25

平成20年4月から平成21年3月までの間に入園を希望する乳幼児を募集します。

入所できる乳幼児は、保護者が次のいずれかの条件に該当し、保育できない場合です。



19年度入園式の様子(第一保育園)

■条件 ①家庭の外で仕事をすることが普通である ②家庭で幼児と離れて家事以外のことをすることが普通である

③死亡、行方不明、拘禁などの理由により保護者がいない ④妊娠中であるか、出産後間もない ⑤同居している親族のうち、介護を必要としている人がいる ⑥震災、風水害、火災などの災害復旧にあたり

■申込方法 入所申込書等はある

地区の民生児童委員に配布してありますので、必要事項を記入して各保育園の受け付けの際に提出してください。

■注意事項 各保育園での受け付けの際には、必ず入園する子ども(新入園児)を連れてきてください。

また、広域入所希望の方は、直接保健福祉課に申込用紙を提出してください。

#### 各保育園の受付時間

各保育園	受付日時	募集定員
第1保育園	平成19年11月28日(水) 午前9時～午後4時	100人
第2保育園	〃	60人
子育て保育園	〃	90人

### 犬の「フン」「放し飼い」 みんなが迷惑しています

保健福祉課 内線26

最近、犬の「フン」や「放

## 平成20年度償却資産(固定資産税)の申告について

### ■償却資産とは？

土地や家屋以外の事業に用いられる資産です。

具体的には…構築物・機械・船舶・運搬具・工具・備品など

### ■申告の義務がある者

平成20年1月1日現在、昭和村の内で事業用の資産(償却資産)を有している個人または法人

### ■申告方法

#### ①平成19年度に申告された方

1年間に増加、減少した資産について申告

#### ②平成20年度に初めて申告される方

1月1日現在所有の全資産について申告

### ■提出書類

#### ①償却資産申告書

※必ず提出してください

### ②種類別明細書(増加資産用・全資産用)

→新規・資産の増加がある場合

### ③種類別明細書(減少資産用)

→資産の減少がある場合

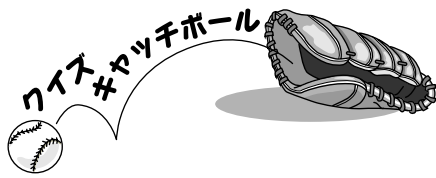
※申告の対象となる資産がない方、資産に変更がない方については償却資産申請書の備考欄にその旨記載して申告してください。また、減少資産がある場合は、種類別明細書の資産に取消線を引いてもかまいません。

■申告期限 平成20年1月31日(木)

■申告用紙 12月初旬に送付予定

■提出場所 税務課 窓口

詳しくは、役場税務課税務係(内線19・29)までお問い合わせください。



■もんだい

第10回昭和の秋まつりが10月7日、村総合福祉センターをメイン会場に行われ、大勢の来場客で賑わいました。

さて、問題です。今年の昭和の秋まつりの来場客数は〇万〇千人だったでしょうか？

応募規定

▶村に住んでいる人・勤めている人ならどなたでも応募できます。▶賞品＝正解者の中から抽選で村商工会商品券500円分を差し上げます。▶締め切り＝12月3日(月)。▶発表＝12月号「広報しようわ」。▶答えは必ずハガキに書き、下記要領で応募してください。

こたえ
住所(行政区も)
氏名・年齢
TEL
投稿欄…広報でとりあげてほしいことや気がついたことなど書いてください。

切手
37911298
昭和村大字系三三八
昭和村役場
企画課
広報統計係

▷10月号のクイズの答えは、「38億」でした。応募総数は3通。当選者は次のとおりです(敬称略)。おめでとうございます。

- ★藤井愛作 (82歳) 藤井 張
- ★菅原裕文 (14歳) 吹 張



お願いだワン!!

「し飼い」による苦情が多く寄せられています。犬のフンは不衛生だけでなく、人の健康を害する寄生虫の卵を含んでいることがあります。散歩中、愛犬のしたフンはビニール袋などに入れて、必ず持ち帰り、ゴミとして捨てるなど適正に処理しましょう。また、犬の放し飼いは大変危険です。必ずつないで飼うようにしましょう。



年金受給者が死亡したときはすみやかに届け出を

年金を受ける権利は死亡するとなくなりますが、年金受給者が死亡したときは、「年金受給権者死亡届」を14日以内に社会保険事務所へ提出してください。提出が遅れると年金が過払いになり、遺族の方から返納していただくこととなりますので、ご注意ください。また、年金は死亡した月の分まで支払われます。まだ受け取っていない年金があるときは、死亡当時に受給者と生計をともししていた遺族の方

は、死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。なお、提出する際には次の書類が必要になります。【添付書類】1. 「年金受給者死亡届」のみを提出する場合  
①死亡した方の年金証書  
②死亡の事実を明らかにすることができ書類  
2. 未支給年金を請求する場合  
前記の①・②に加えて  
③死亡した受給者と請求者の身分関係を明らかにする戸籍謄本(全部事項証明書)  
④生計をともししていたことを証明する書類(住民票等)  
※これ以外にも添付書類が必要な場合もあります。詳しくは、ねんきんダイヤル ☎0570-051165(イイロウゴ)までお問い合わせください。

広報文芸

俳句

風の波泳ぎ上手や秋茜

小林 仁作

一人道風が伝える夜の秋

横坂 庄三

朝露をこぼして今朝の鎌の切れ

梅沢 まつ

虫の声一人静かに月眺め

藤井 三代子

思つこと星に語りぬ夜の秋

須藤 澄子

十六夜の宵闇月を待ちわびる

金井 桑子

稲妻に除草の鎌を遠く投げ

新木 武治

十六夜やファックスの文字ゆがみ着く

真下 章子

短歌

季を過ぎてなほ咲き継げり葉の上

露の玉三つ紫露草

今井 恭三郎

わが家にも育ててゐたり紫式部

義母植ゑたるや丈低けれど

郷土より四人目の首祝ふこと

満月高く城跡に上る

美谷院(とつとつ)と眠る心地下き

疲れているよと言ふをききつつ

新木 たき

池の面に何を語るや一羽の鴨

並びて浮かぶ木の葉のやうに

従兄弟会みな老い初めて石段を

ゆつくりのぼる伊香保神社へ

阿部 トシ子

堤 あさ江

わが短歌(つた)を「秋の野」に

添え振りくれし

甥の写真は形見となりぬ

小林 文吉

国体の二回戦もと娘をみつめ

投げ上げサブのミスをするな

と

唐木 美智子